

ダイナコンティ制振工法による 省令準耐火構造の住宅

建 築 主	住所
	氏名 ㊞
工事施工者	住所
	氏名 ㊞
設 計 者	住所
	氏名 ㊞
工事監理者	住所
	氏名 ㊞
住宅の名称等	

当該仕様書確認は、住宅金融支援機構が、勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ(2)に規定する基準（平成26年10月1日時点）に適合することを確認するものであり、その他の仕様部分の内容を確認するものではない。

※本仕様書は、平成26年10月1日以降に適合証明書を交付するものから適用します。

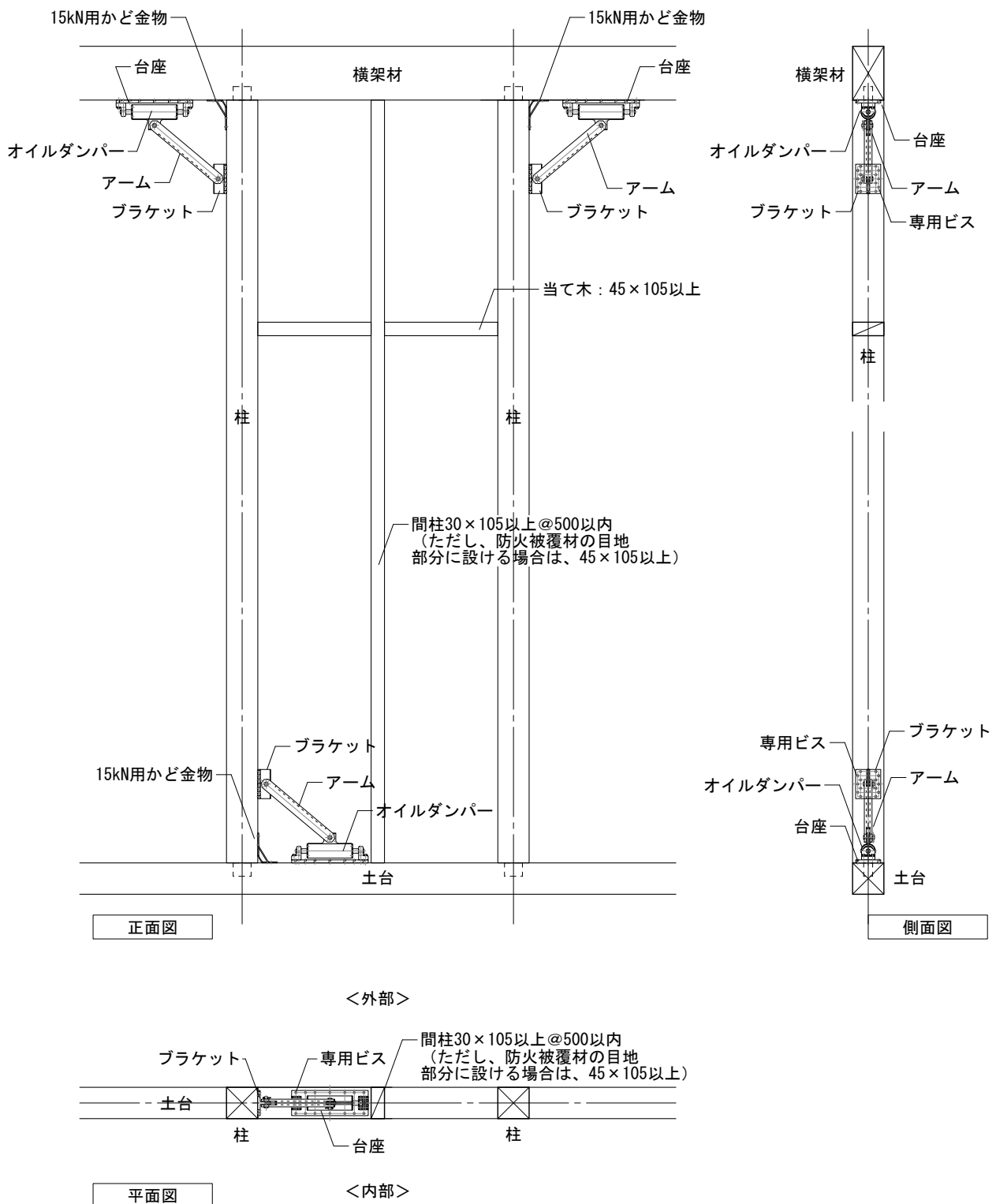
1. ダイナコンティの設置

1.1 適用範囲

1. ダイナコンティを設置した木造軸組工法の省令準耐火構造の住宅の仕様は、本仕様書による。
2. 本仕様書に記載のない事項については、独立行政法人住宅金融支援機構の『【フラット35】対応木造住宅工事仕様書』による。

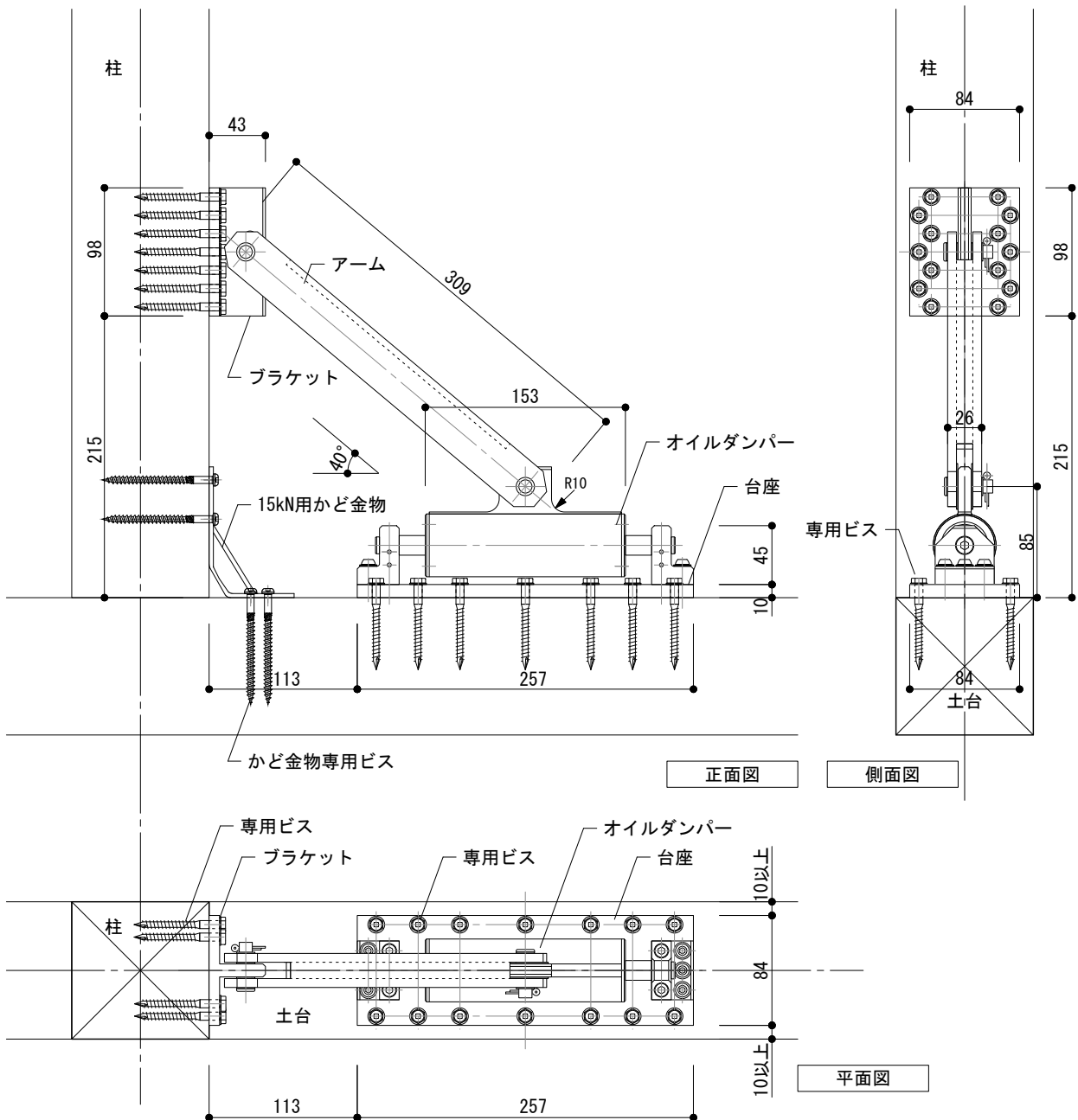
1.2 ダイナコンティの構成部材と寸法

1. ダイナコンティは台座、オイルダンパー、アーム、ブラケットから構成される。

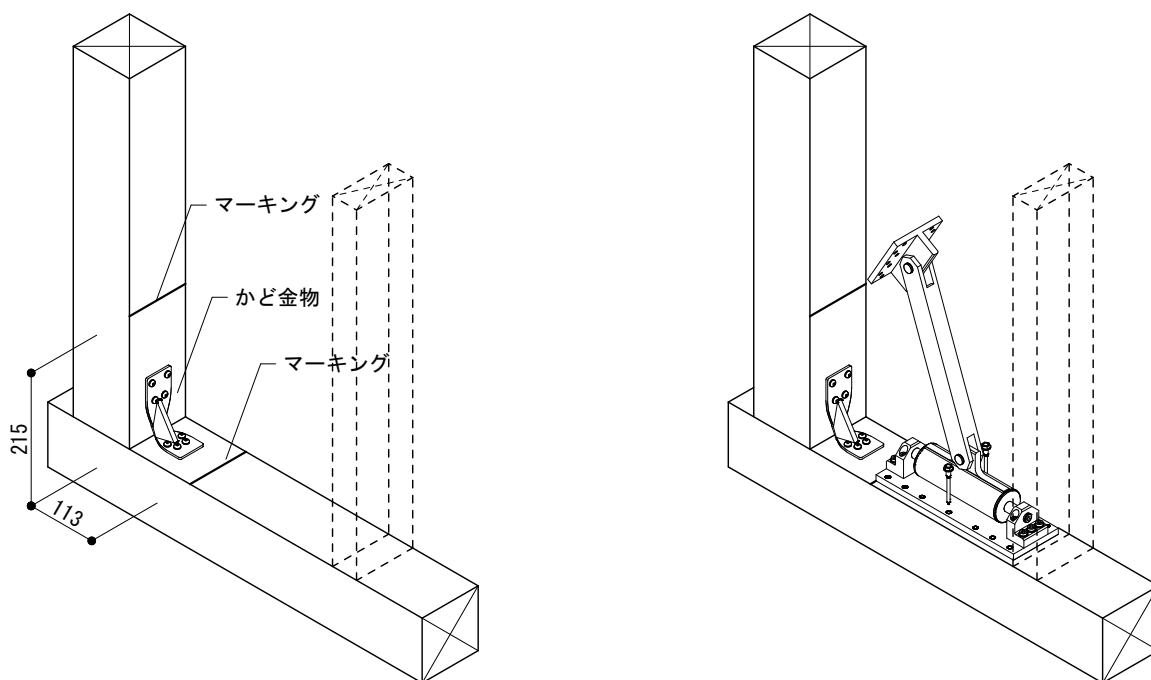


2. ダイナコンティの取付け基準

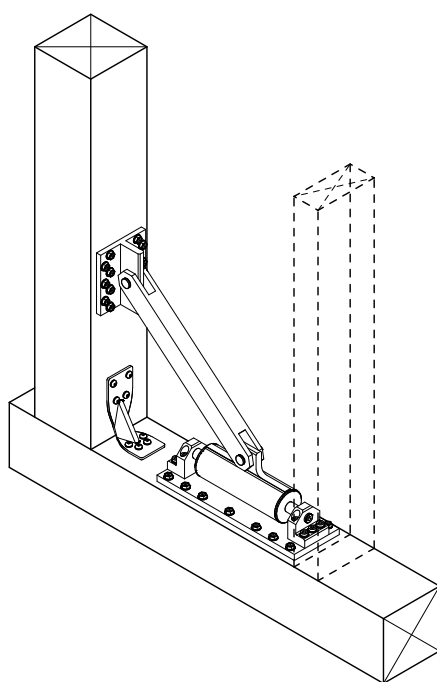
1. 柱、横架材、および土台に木割れや欠きがないこと、接合部がないこと、既存の金物がないことを確認後、柱と横架材または土台との仕口に、かど金物を取り付ける。
2. 横架材には柱の側面から113mm、柱には横架材（土台の場合は土台の上面、梁の場合は梁の下面）から215mmの位置にマーキングをする。
3. 取り付け位置に台座を合わせ、まず長手中央の両側の孔に専用ビスを留め付け、残りの専用ビス全14本を取付ける。
4. オイルダンパーに取り付いているアームを柱の方向に傾け、ブラケットを柱面に合わせ、専用ビス全14本を留め付ける。
5. ダイナコンティは原則、柱、横架材、土台の幅方向のセンターに設置する。
6. ブラケット、台座から木材の縁まで（縁距離）は10mm以上を確保する。



木造軸組工法の住宅にダイナコンティを設置する場合の省令準耐火構造の住宅の仕様

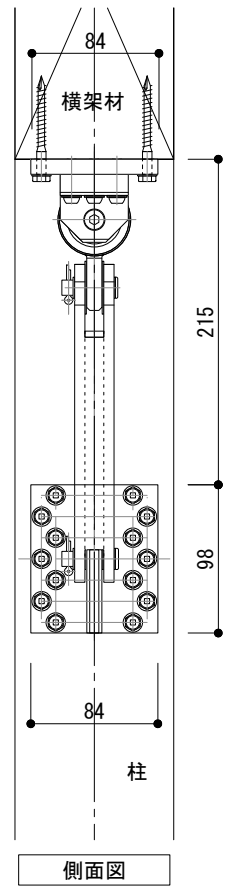
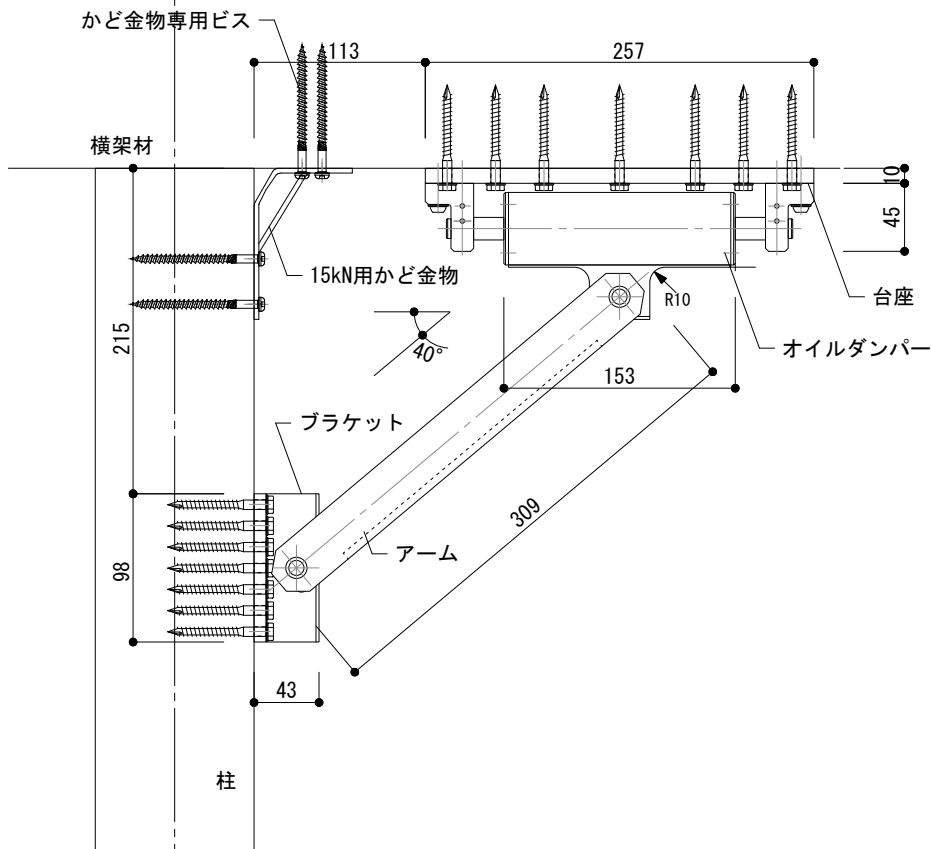
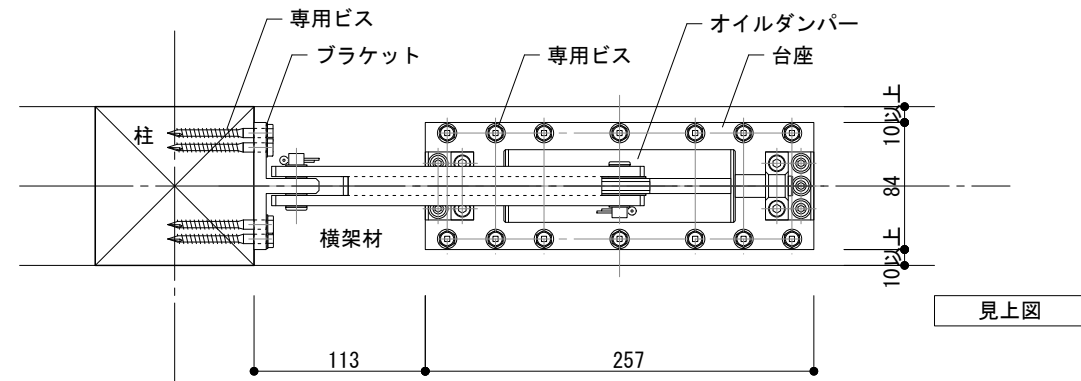


1. 柱、横架材、および土台に木割れや欠きがないこと、接合部がないこと、既存の金物がないことを確認後、柱と横架材または土台との仕口に、かど金物を取り付ける。
2. 横架材には柱の側面から113mm、柱には横架材の上から215mmの位置にマーキングをする。
3. 取り付け位置に台座を合わせ、まず長手中央の両側の孔に専用ビスを留め付け、残りの専用ビス全14本を取付ける。



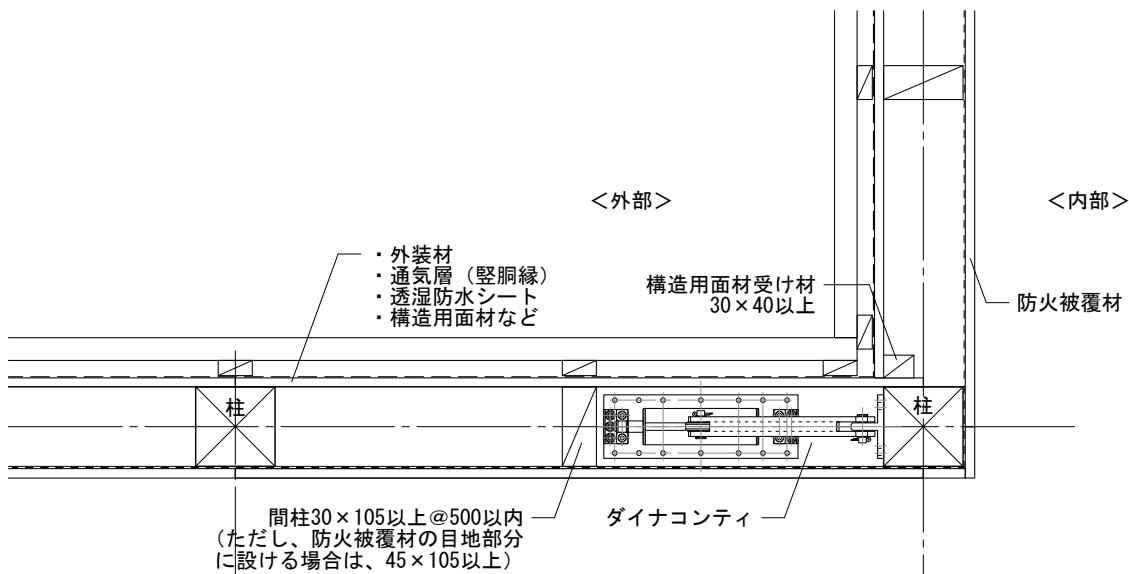
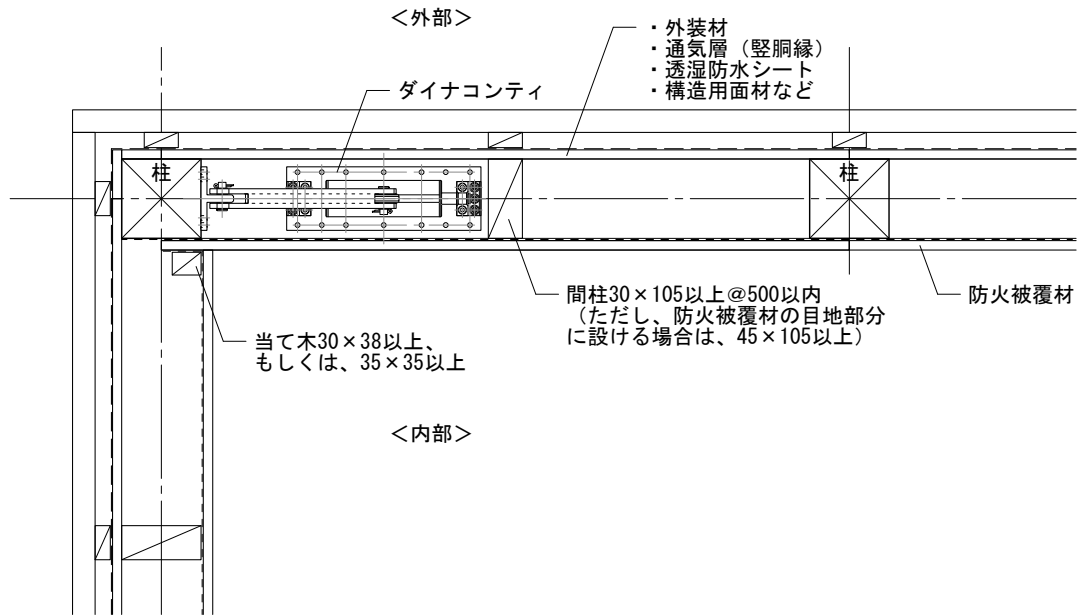
4. オイルダンパーに取り付いているアームを柱の方向に傾け、ブラケットを柱面に合わせ、専用ビス全14本を留め付ける。

木造軸組工法の住宅にダイナコンティを設置する場合の省令準耐火構造の住宅の仕様



3. 界壁以外の部分の内壁の出隅・入隅の納まり

1. 出隅・入隅の柱には、ダイナコンティは片方向のみに設置することができる。
2. 出隅・入隅部で、防火被覆材の当て木や構造用面材の受け材がある部分にはダイナコンティは取り付けることができない。ダイナコンティを取り付ける方向には当て木や受け材がこないよう、防火被覆材や構造用面材を直接柱に留め付ける。



平面図 S=1:10

4. 床勝ちの場合の防火被覆材の下部の納まり

1. 床勝ちの場合、床の面材の上に当て木を設け、防火被覆材を留め付ける。
2. 防火被覆材は、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28ミリ以上の木ねじ、タップピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で留め付ける。
3. 留め金具の間隔は、防火被覆材の外周部及び中間部ともに150mm以下とする。
当て木が無い部分の留め金具2本については、位置をずらして留め付け、全体として所定の留め金具本数は満たす。
4. ダイナコンティが取り付いて、当て木が入らない部分は、防火被覆材の裏面に、次の措置を講ずる。
イ. 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）、又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。

